

平成 30 年度同行援護従業者養成研修【応用課程】 開催要項

1. 目的

同行援護従業者養成研修（一般課程）において習得した知識・技術を深めるとともに、特に障がい及び疾病の理解や場面別における技能等の修得を図ることを目的に開催する。

2. 実施主体

島根県（実施機関： 社会福祉法人島根県社会福祉協議会 島根県福祉人材センター）

3. 期日・開催場所・定員

期日	開催場所	定員
10月9日（火）～10月10日（水）	くびきメッセ 501 大会議室（松江市学園南 1 丁目 2-1）	28 名

※定員超過の場合は受講申込を調整させていただきます。

4. 受講対象者

下記①及び②を満たすもの

①同行援護サービスを提供する事業所のサービス提供責任者として配置しようとする者（※）

②「同行援護従業者養成研修（一般課程）」を修了している者

※同行援護サービスを提供する事業所のサービス提供責任者は本課程の受講が必須です。

5. 申込方法・受講料・受講決定

①平成 30 年 9 月 13 日（木）までに、下記必要書類（2 点）によりお申し込みください（FAX 可）。

必要書類 ・平成 30 年度同行援護従業者養成研修（応用課程）受講申込書
・「同行援護従業者養成研修（一般課程）」修了証書の写し

②受講を決定した場合、9 月末頃までに決定通知を発送します。受講決定通知にあわせて受講料請求書を送付いたしますので、期限までに所定の方法により受講料をお振込みください。

受講料 ひとり 3,000 円

③決定後の受講取消はご遠慮ください。やむを得ず受講取消をされる場合、10 月 2 日（火）午後 5 時までにご連絡いただいた場合のみ受講料を返金いたします（手数料は事業所負担）。

6. 日程・内容・講師

期日	時間	内容	講師
	9:30～ 9:55	受付	
	9:55～10:00	開会	
10/9 （火）	10:00～16:30	障がい・疾病の理解（講義） 障がい者（児）の心理（講義） 場面別基本技能 ふりかえり・まとめ	○社会福祉法人島根ライトハウス ライトハウスイブライリー 庄司 健 氏 ○社会福祉法人島根ライトハウス ライトハウスイブライリー 伊藤 聡 氏
10/10 （水）	9:00～17:00	場面別応用技能 交通機関の利用 ふりかえり・まとめ	○社会福祉法人島根県社会福祉事業団 西部視聴覚障害者情報センター 柳井 喜代臣 氏 ○島根県立盲学校 赤木 浩司 氏

※両日も約 1 時間程度の昼食休憩があります。

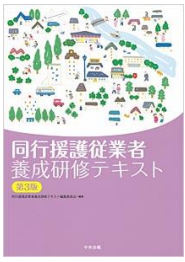
※進行状況に応じ、内容については変動する可能性があります。

7. 実習について

- ① 研修に行く実習において会場周辺を歩きますので、歩きやすい靴・服装、両手が使えるようなカバン（リュック・ショルダー等）でご参加ください。また、天候に応じ、各自雨具や防寒具等をご準備ください。
- ② 研修初日の昼食は500円（弁当のみ・税込）で斡旋（業者による弁当注文受付）しますが、研修2日目の昼食は会場外において外食となります。
- ③ 研修の一環として実際に路線バスへの乗車や買い物実習をしますので、お金の用意をお願いいたします。
※実習内容については、決定通知の際にお知らせします。

8. テキストについて

本研修会では、下記テキストをご用意ください。購入方法については、受講決定の際にお知らせします。

	<p>『同行援護従業者養成研修テキスト <u>第3版</u>』（2014年5月発行） 中央法規出版（株） 価格 2,592円（税込） 【問合せ先】 中央法規出版（株） 広島営業所（担当：伊藤） 〒732-0804 広島市南区西蟹屋 2-9-12 FKDビル 3F TEL：（082）568-5870 FAX：（082）568-5871</p>
---	---

9. 修了証書の交付等

- ① 本研修の全科目を修了した方には修了証明書及び携帯用修了証明書を交付します。
- ② 1科目でも欠席、遅刻、早退等により受講時間数を満たさない場合は、修了証書を発行できません。
- ③ 研修受講態度が著しく不良（※）である場合等は、修了証書の発行を行わないこともありますので、予めご了承ください。
※）・他の受講者や研修会場に迷惑をかける行為
・研修の円滑な実施を妨げる行為（グループワーク等における消極的な態度も含む）
・研修に参加する者として好ましくない行為（携帯電話の使用、ガムを噛む、居眠り等）

10. その他

- ① 研修期間中の出席管理に伴い、各講義後に出席簿にサインをしていただきます（印鑑不要）。
- ② 地震・台風など、やむを得ない事情により研修会を中止せざるを得ない場合には、受講申込書に記載されたファックス番号あて（勤務先等）に一斉にお知らせするとともに、島根県福祉人材センターホームページにも掲載します。なお、研修当日の急な荒天等、実施の判断がつかない場合は、ホームページを確認の上、対応してください。
- ③ 研修中の録音・録画は一切禁止させていただきます。
- ④ インフルエンザなど受講者の健康状態によっては、研修をご辞退いただく場合がありますことを予めご了承ください。
- ⑤ 研修受講にあたって配慮の必要な方は、申し込み時にご相談ください。

11. 問い合わせ先

≪資格・要件に関するもの≫

島根県健康福祉部障がい福祉課 自立支援給付グループ【TEL】0852-22-5327

≪日時・会場等開催に関するもの≫

社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター） 担当／西原・江角

〒690-0011 松江市東津田町 1741 番地 3 いきいきプラザ島根 2F

【TEL】0852-32-5975 【FAX】0852-32-5956 【URL】<https://www.shimane-fjc.com/>

受講者の皆様に関する個人情報、研修の受講名簿・名札の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。